

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	伊東商事	代表者氏名	伊東 靖雄
主たる営業所の所在地	静岡県富士市厚原535-6		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年5月25日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第2項第2号		
処分の内容	<p>建設業法第28条第2項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。</p> <p>2 上記1(1)及び(2)について講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和8年6月9日(火)までに文書により報告すること。</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業)		
	<p>伊東商事は、静岡県内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、請負契約を締結した。</p> <p>このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当するものと認められる。</p>		
その他参考となる事項			

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社ATSUMI創建	代表者氏名	石井 淳美
主たる営業所の所在地	静岡県三島市松本50-1		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年5月25日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第2項第2号		
処分の内容	<p>建設業法第28条第2項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。</p> <p>2 上記1(1)及び(2)について講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和8年6月9日(火)までに文書により報告すること。</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業)		
	<p>株式会社ATSUMI創建は、静岡県内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、請負契約を締結した。このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当するものと認められる。</p>		
その他参考となる事項			

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	澤田工業	代表者氏名	澤田 吉仁
主たる営業所の所在地	静岡県富士市柚木354番地6		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年5月25日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第2項第2号		
処分の内容	<p>建設業法第28条第2項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。</p> <p>2 上記1(1)及び(2)について講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和8年6月9日(火)までに文書により報告すること。</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業)		
	<p>澤田工業は、静岡県内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、請負契約を締結した。</p> <p>このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当するものと認められる。</p>		
その他参考となる事項			